

---

# 介護保険を活用したバリアフリーリフォーム



2014年11月26日  
マツ六株式会社  
バウハウス営業推進部



- 介護保険制度について
- シーン別バリアフリーリフォームのポイント
- まとめ

# 介護保険制度について

2000年に高齢者の人口が増える事で、最大の不安要因である「介護」を社会全体で支える目的で介護保険が作られました。

	年代	高齢化率	主な政策
高齢者保健福祉政策の流れ	1960年代 高齢者福祉政策の始まり	5.7%	1963年 老人福祉法制度 ・特別養護老人ホーム創設 ・ホームヘルパー 法制化
	1970年代 老人医療費の増大	7.1%	1973年 老人医療費無料化
	1980年代 社会的入院や寝たきり老人の社会問題化	9.1%	1982年 老人保健法の制定 ・老人医療費の一定額負担の導入等 1989年 ゴールドプランの策定 ※高齢者保健福祉推進十か年戦略
	1990年代 ゴールドプランの推進	12.0%	1994年 新ゴールドプランの策定 ・在宅介護の充実
	2000年代 介護保険制度の実施	17.3%	<b>2000年 介護保険施行</b>

# 介護保険制度のあらまし

運営主体  
(保険者)

各市町村

税金 50%(市町村25% 都道府県25%)  
保険料 50%(第1号被保険者21% 第2号被保険者29%)  
※平成24-26年度

加入者  
(被保険者)

サービスが  
利用できる方

[第1号被保険者]



65歳以上の方



- 1.寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態(要介護状態)の方
- 2.常時の介護までは必要ないが、家事や身じたく等、日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)の方

[第2号被保険者]



40歳から64歳  
までの医療保険に  
加入している方



- 初老期認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる16種類の病気<sup>※</sup>により要介護状態や要支援状態となった方

2,978万人(総人口の23.3%)

4,299万人

※老化が原因とされる16種類の病気

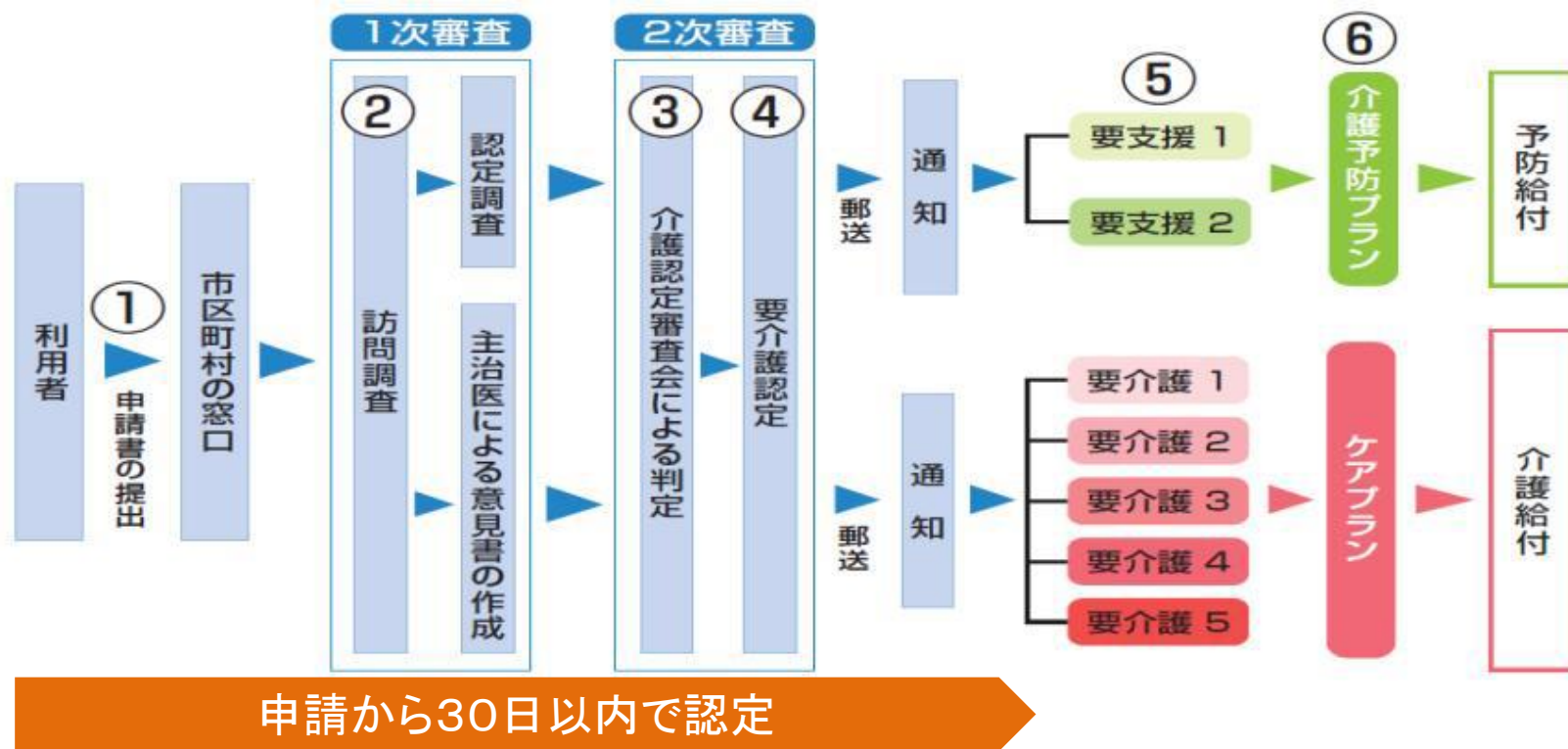
- 1.筋萎縮性側索硬化症
- 2.後縦靭帯骨化症
- 3.骨折を伴う骨粗鬆症
- 4.シャイ-ドレーガー症候群
- 5.初老期における認知症
- 6.脊髄小脳変性症
- 7.脊柱管狭窄症
- 8.早老症
- 9.糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 10.脳血管疾患
- 11.パーキンソン病
- 12.閉塞性動脈硬化症
- 13.慢性関節リウマチ
- 14.慢性閉塞性肺疾患
- 15.両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 16.がん末期

原則として希望やサービスの利用に関係なく40歳以上の方に加入が義務付けられています。

第1号被保険者数は、23年度介護保険事業状況報告年報による。第2号被保険者数は、社会保険診療報酬支払基金による報告による平成23年度内の月平均値。

# 介護サービスの利用手続き

- ①相談: 介護サービスが必要な場合に市区町村の窓口申請。
- ②訪問調査: 訪問調査員(介護支援相談員等)による調査が行われます。
- ③介護認定審査会: 調査内容や医師の意見書に基づき審査します。
- ④要介護認定: どの程度の介護が必要か7区分に分けて認定されます。  
※非該当者であっても地域支援事業としてのサービスが用意されています。



# 介護度及び利用限度額

## ⑤居宅サービスの利用限度額

認定されると上記の金額(月あたり)に換算したサービス利用が可能です。  
但し1割負担が必要です。

(平成27年8月1日より一定以上の所得がある第一号保険者は2割負担に。)

要介護度	認定の目安	居宅サービス費	住宅	用具	
要支援1	障害のために生活機能の一部に若干の低下が認められ、介護予防サービスを提供すれば改善が見込まれる。	4万9700円	20万円	10万円／年	予防給付
要支援2	障害のために生活機能の一部に低下が認められ、介護予防サービスを提供すれば改善が見込まれる。	10万4000円			
要介護1	身の回りの世話に見守りや手助けが必要。立ち上がり・歩行等で支えが必要。	16万5800円			介護給付
要介護2	身の回りの世話全般に見守りや手助けが必要。立ち上がり・歩行等で支えが必要。排泄や食事で見守りや手助けが必要。	19万4800円			
要介護3	身の回りの世話や立ち上がりが一人ではできない。排泄等で全般的な介助が必要。	26万7500円			
要介護4	日常生活を営む機能がかなり低下しており、全般的な介助が必要な場合が多い。問題行動や理解低下がある。	30万6000円			
要介護5	日常生活を営む機能が著しく低下しており、全般的な介助が必要。多くの問題行動や全般的な理解低下がある。	35万8300円			

# 介護保険制度におけるサービス

## ⑥ 居宅サービス計画の作成

居宅サービスを利用するには計画を作成が必要。居宅介護支援事業者に依頼すると、介護支援専門員(ケアマネージャー)が利用者の希望を尊重して居宅サービス計画を作成。

	予防給付におけるサービス(要支援者対象)	介護給付におけるサービス(要介護者対象)
都道府県が指定・監督を行うサービス	<p>○介護予防サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防訪問介護<sup>※1</sup></li> <li>○介護予防訪問入浴介護</li> <li>○介護予防訪問看護</li> <li>○介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>○介護予防居宅療養管理指導</li> </ul> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防通所介護<sup>※1</sup></li> <li>○介護予防通所リハビリテーション</li> </ul> <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防短期入所生活介護</li> <li>○介護予防短期入所療養介護</li> </ul> <p>○介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>○介護予防福祉用具貸与</p> <p>○特定介護予防福祉用具販売</p> <p>平成27年4月1日より  <small>※1 介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、平成29年度までに全ての市町村で実施される予定です。</small></p>	<p>○居宅サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問介護</li> <li>○訪問入浴介護</li> <li>○訪問看護</li> <li>○訪問リハビリテーション</li> <li>○居宅療養管理指導</li> </ul> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○通所介護<sup>※2</sup></li> <li>○通所リハビリテーション</li> </ul> <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○短期入所生活介護</li> <li>○短期入所療養介護</li> </ul> <p>○特定施設入居者生活介護</p> <p>○福祉用具貸与</p> <p>○特定福祉用具販売</p> <p>○居宅介護支援<sup>※3</sup></p> <p>○施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護老人福祉施設</li> <li>○介護老人保健施設</li> <li>○介護療養型医療施設</li> </ul> <p>平成27年4月1日より  <small>※2 通所介護のうち利用定員が厚生労働省で定める数未満のものについて地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置づけられる予定です。  <small>※3 指定居宅介護支援事業者の指定時は市町村により実施される予定です。</small></small></p>
市町村が指定・監督を行うサービス	<p>○介護予防支援</p> <p>○地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>○介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>○介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)</li> </ul>	<p>○地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○小規模多機能型居宅介護</li> <li>○夜間対応型訪問介護</li> <li>○認知症対応型通所介護</li> <li>○認知症対応型共同生活介護(グループホーム)</li> <li>○地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>○地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護</li> <li>○地域密着型通所介護(平成27年4月1日より予定)</li> </ul>
その他	○住宅改修	○住宅改修

# 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修

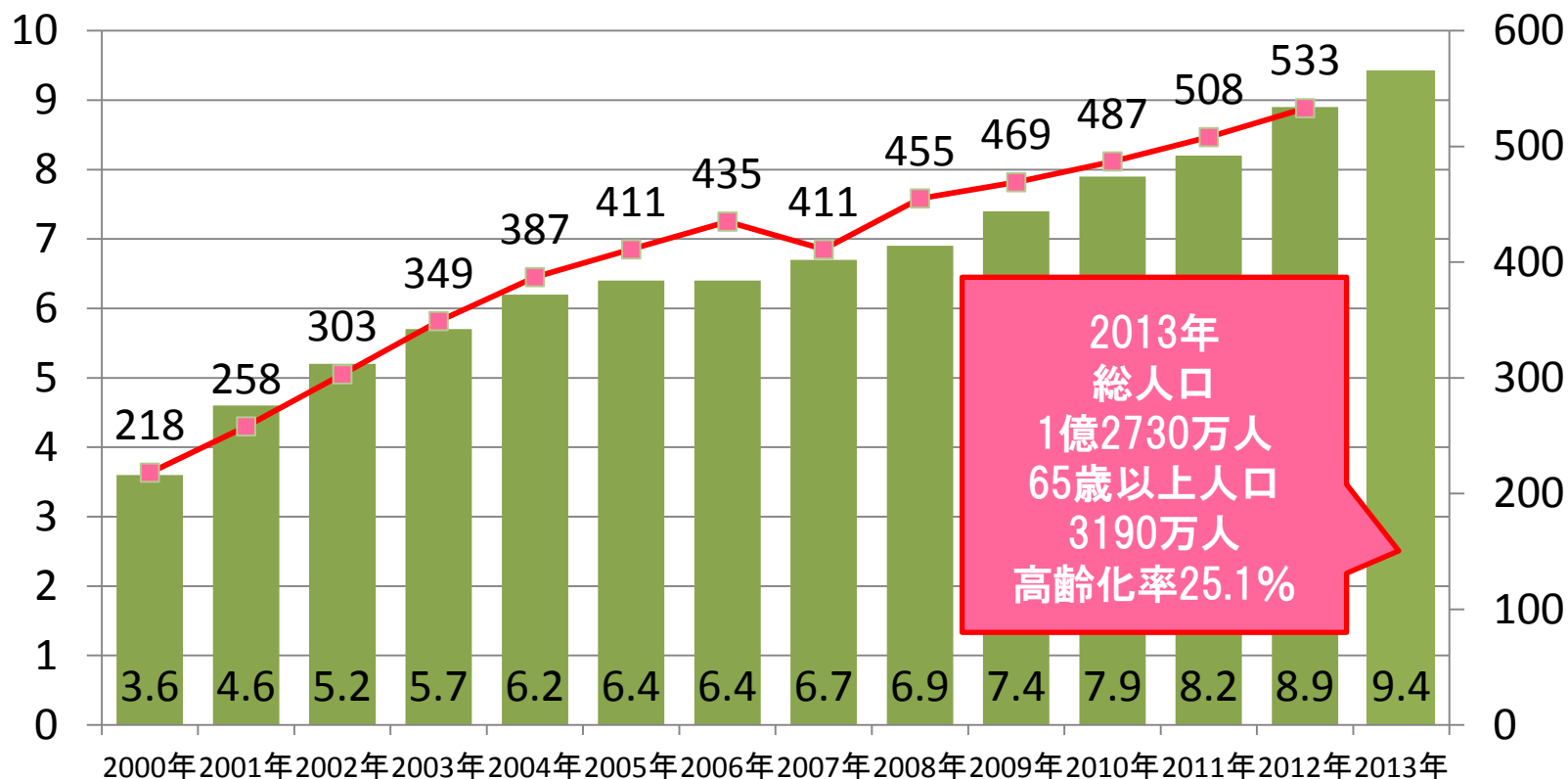
*福祉用具貸与	*福祉用具購入	住宅改修
車椅子(自走・電動・介助) 車椅子付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 じょくそう床ずれ予防用具 体位変換器 手すり(工事不要) スロープ(工事不要) 歩行器 歩行補助つえ 認知症老人徘徊感知機器 移乗用リフト(吊り具を除く)	①腰掛け便座 ・和式の上に置く腰掛式のもの ・洋式の上に置き高さを補うもの ・昇降便座 ・室内用便座 ②特殊尿器 ・自動排泄処理装置の交換部品 ③入浴補助用具 ・入浴いす(座面35cm以上) ・浴槽用手すり・入浴台 ・浴室内すのこ(工事不要) ・浴槽内すのこ ④簡易浴槽(工事不要) ⑤移乗用リフトの吊り具部分	①手すりの取付 ②床段差の解消 ③床材の変更 ④引戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への取替え ⑥上記に附帯する工事
給付サービス費用内にて	年10万円 給付サービス費用とは別途に	一度だけ20万円 給付サービス費用とは別途に
 指定事業者のみ		 事業者指定要件なし



# 介護保険の総費用と介護認定者数

単位:兆円

単位:万人



※参考:厚生労働省 介護保険事業報告書  
内閣府 26年度版高齢者白書

介護保険の総支給額は、2013年現在9.4兆円で2025年には20兆円を超え、  
介護認定者数は、700万人(65歳以上人口3,657万人)と予測される。



- 介護保険制度について
- シーン別バリアフリーリフォームのポイント
- まとめ

# 玄関

玄関は、生活の範囲を広げるために重要な空間です。  
外出が可能になる事は社会のつながりを保ち、意欲の向上にもつながります。

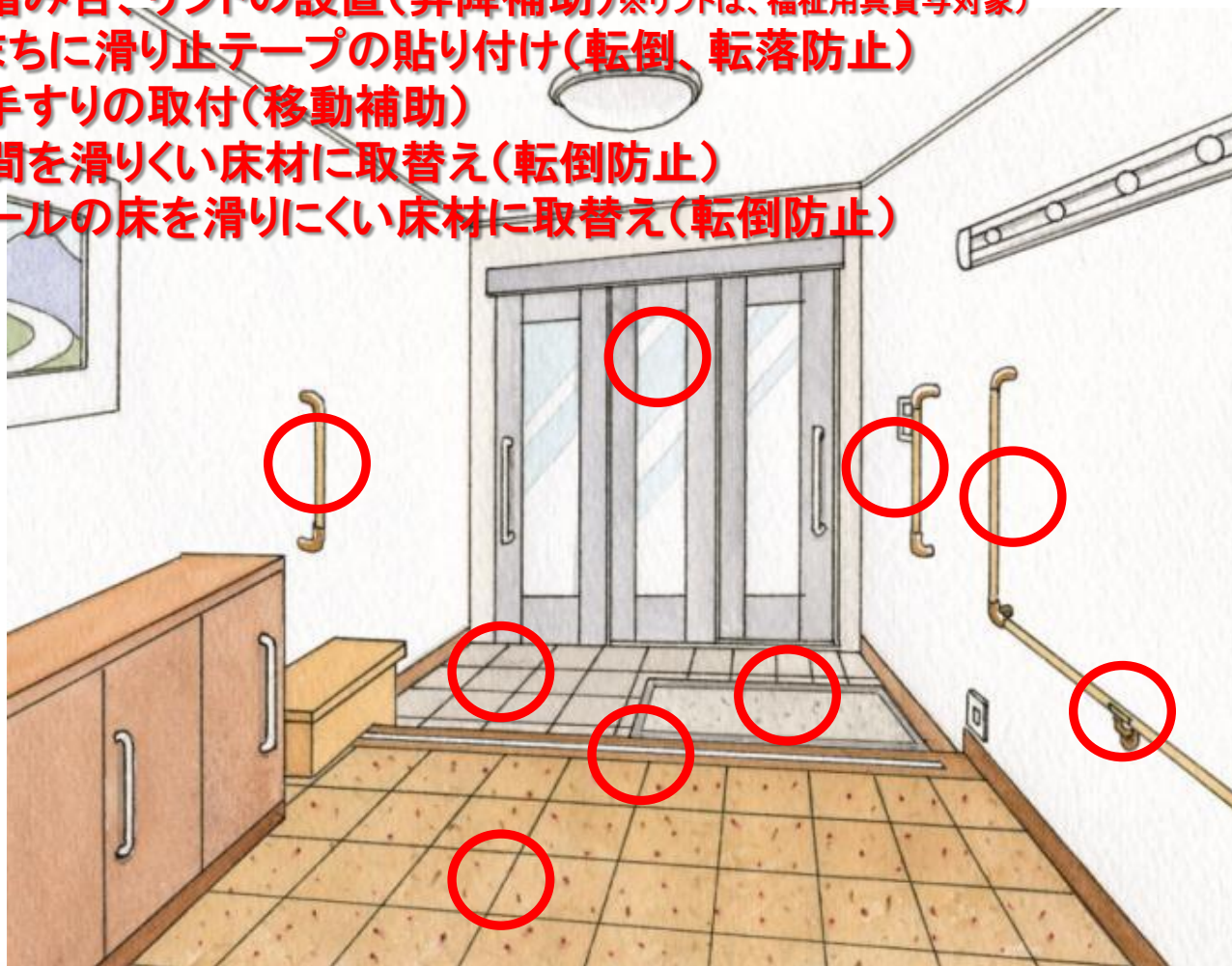


## リフォームのポイント！

安全に外出するためには段差の解消、クツの着脱等のスペースの確保、  
収納スペースの確保、滑り止め・補助手すりの設置等の工夫が必要です。

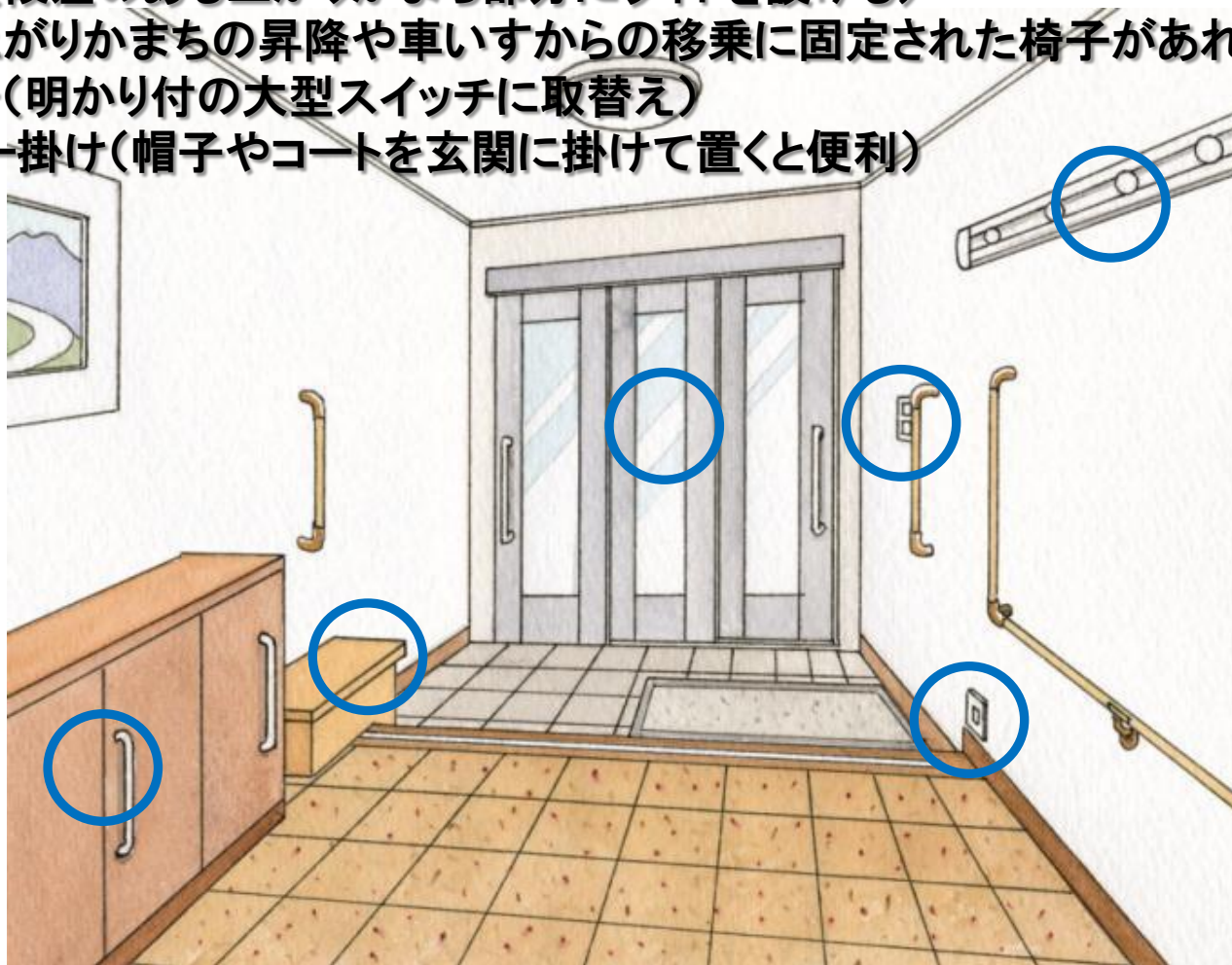
## 介護保険対象

- ・玄関ドアの引違い扉等への取替え(車いすなどでの出入りが容易)
- ・玄関に手すりの取付(立ち座りや姿勢保持など動作補助)
- ・玄関に踏み台、リフトの設置(昇降補助)※リフトは、福祉用具貸与対象)
- ・上りかまちに滑り止テープの貼り付け(転倒、転落防止)
- ・廊下に手すりの取付(移動補助)
- ・玄関土間を滑りくい床材に取替え(転倒防止)
- ・玄関ホールの床を滑りにくい床材に取替え(転倒防止)



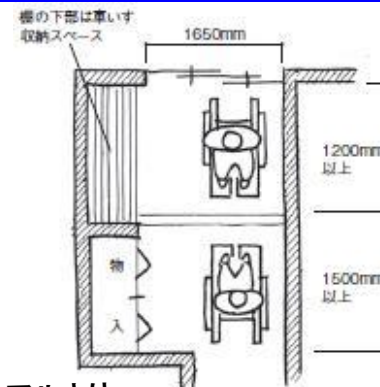
## 介護保険対象外

- ・玄関扉(扉の有効幅750mm以上へ※推奨は800mm)※引違扉、引き戸への変更は住宅改修対象
- ・下足箱(取り出ししやすい高さ・握りやすい取手などの取付)
- ・足元灯(段差のある上がりかまち部分にライトを設ける)
- ・椅子(上がりかまちの昇降や車いすからの移乗に固定された椅子があれば便利)
- ・スイッチ(明かり付の大型スイッチに取替え)
- ・ハンガー掛け(帽子やコートを玄関に掛けて置くと便利)



## 車いすを利用する場合(参考)

- ・車いすの収納スペースを確保します。
- ・土間の広さは有効で幅1,100mm奥行1,200以上必要です。
- ・上がりかまちに簡易スロープを設ける場合は勾配に注意します。



## 玄関等(狭い場所)でのスロープの目安 ※年金バリアフリー住宅設計マニュアルより

段差(mm)	350	250	200	120	80	60
勾配	1/8以下	1/7以下	1/6以下	1/5以下	1/4以下	1/3以下
傾斜角度	7.12° 以下	8.13° 以下	9.46° 以下	11.3° 以下	14.03° 以下	18.43° 以下

狭い場所でも15度を超えるようなスロープの設置は控えるようにする必要があります。但し、小さな段差の場合は、急な角度でもスロープ長が短い為、スロープを越える際に車椅子前後輪のいずれかしかスロープに乗らずどちらかは平坦部に車輪があり傾きが少ない為少し急な勾配でも良いとされています。

参考：一般のスロープの推奨角度※バリアフリー新法  
自走式の場合 1/12以下 (約4.76°)  
介助式の場合 1/ 8以下 (約7.12°)

# 廊下

廊下は、住宅内の各部屋を利用するための重要な移動スペースです。自立するためには、行きたい部屋に不自由なく行ける事が大切になります。

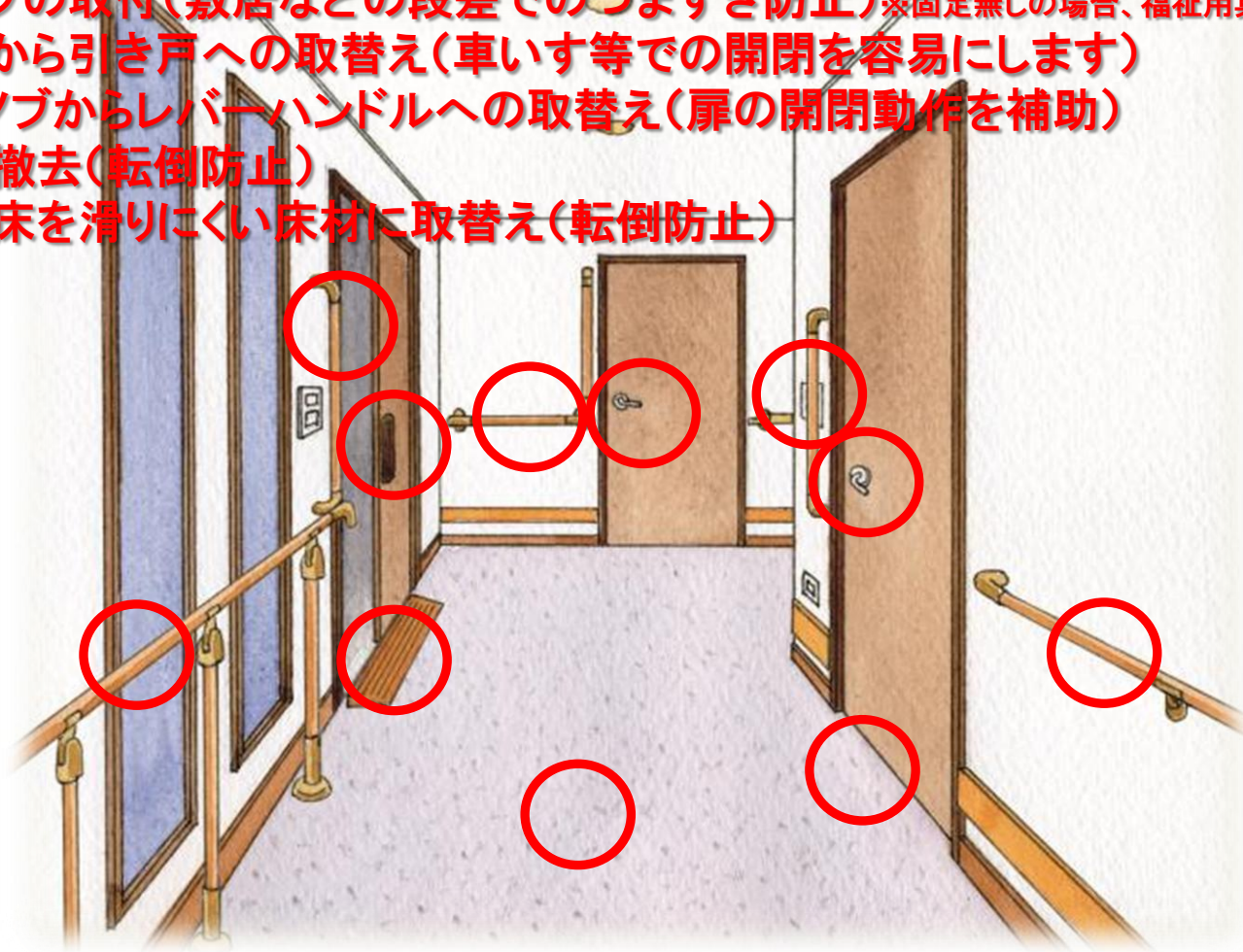


## リフォームのポイント！

安全に移動するためには段差の解消、滑り止め・補助手すりの設置等の工夫が必要です。

## 介護保険対象

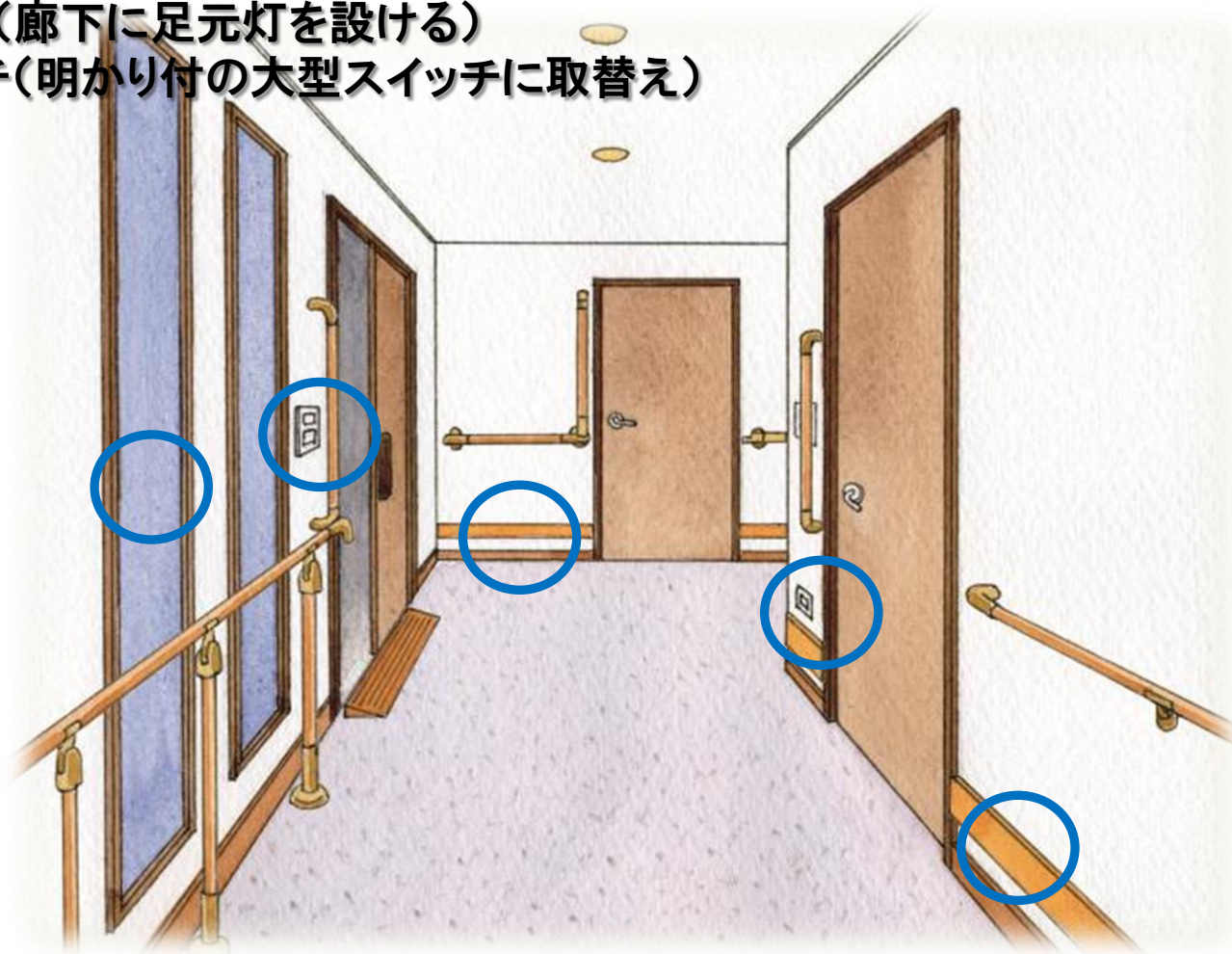
- ・廊下に手すりの取付(移動補助)
- ・扉横に手すりの取付(扉の開閉時の姿勢保持、動作補助)
- ・スロープの取付(敷居などの段差でのつまずき防止)※固定無しの場合、福祉用具貸与対象
- ・開き戸から引き戸への取替え(車いす等での開閉を容易にします)
- ・握り玉ノブからレバーハンドルへの取替え(扉の開閉動作を補助)
- ・敷居の撤去(転倒防止)
- ・廊下の床を滑りにくい床材に取替え(転倒防止)



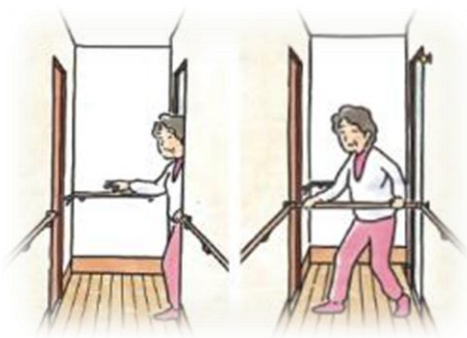


## 介護保険対象外

- ・窓(開閉の容易な窓への取替えや十分な採光を取れる窓への取替え)
- ・キックガード(車いすによる壁の破損防止に取付)
- ・足元灯(廊下に足元灯を設ける)
- ・スイッチ(明かり付の大型スイッチに取替え)



## 廊下横断用遮断機式手すり(住宅改修対象)



廊下を楽に横断できる手すりがあれば便利です。

## 引き戸用引手(対象外)



車いすを利用する場合、引手等は座った姿勢でも手の届きやすい長めのものを選びます。

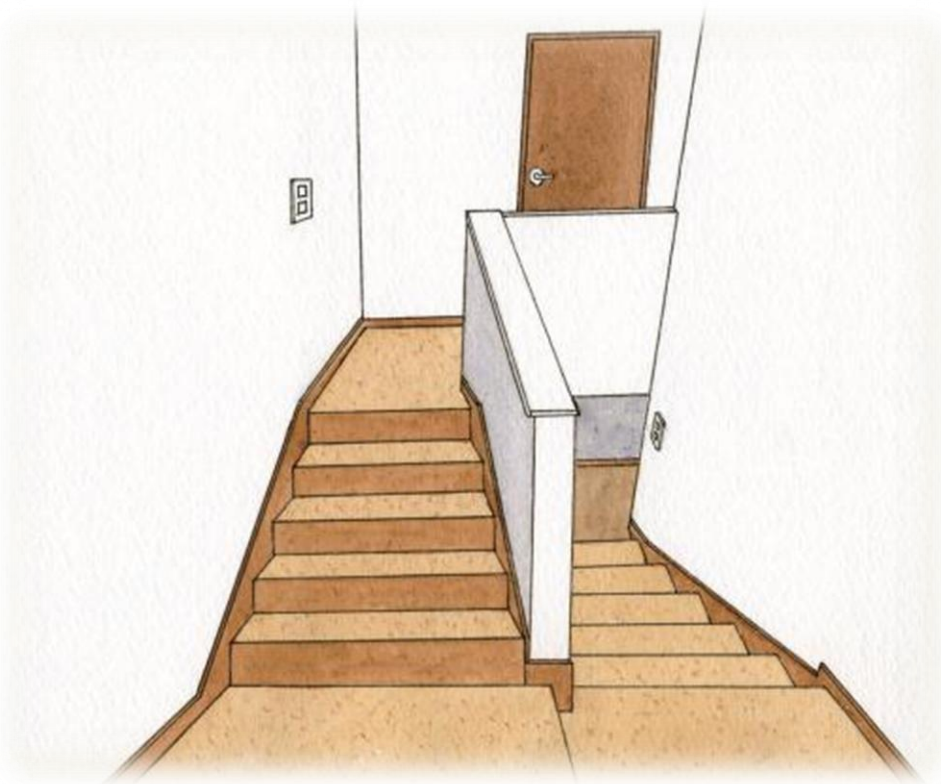
## 襖用手すり※着脱式(対象外)



襖や障子の前には、脱着可能な手すりがあれば便利です。

# 階段

廊下同様に階段も住宅内の各部屋を利用するための重要な移動スペースです。自立するためには、行きたい部屋に不自由なく行ける事が大切になります。

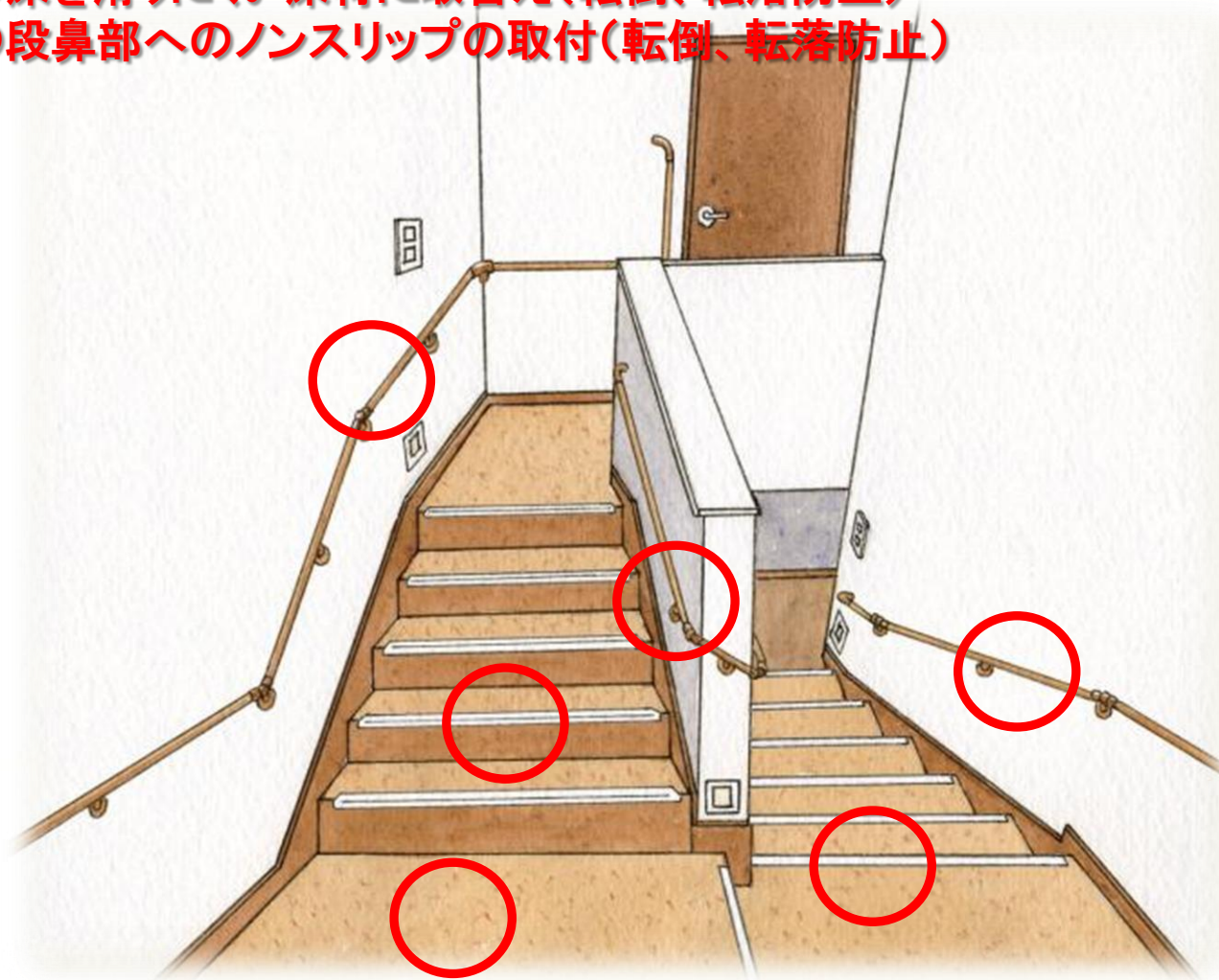


**リフォームのポイント！**

安全に移動するためには、滑り止め・補助手すりの設置等の工夫が必要です。

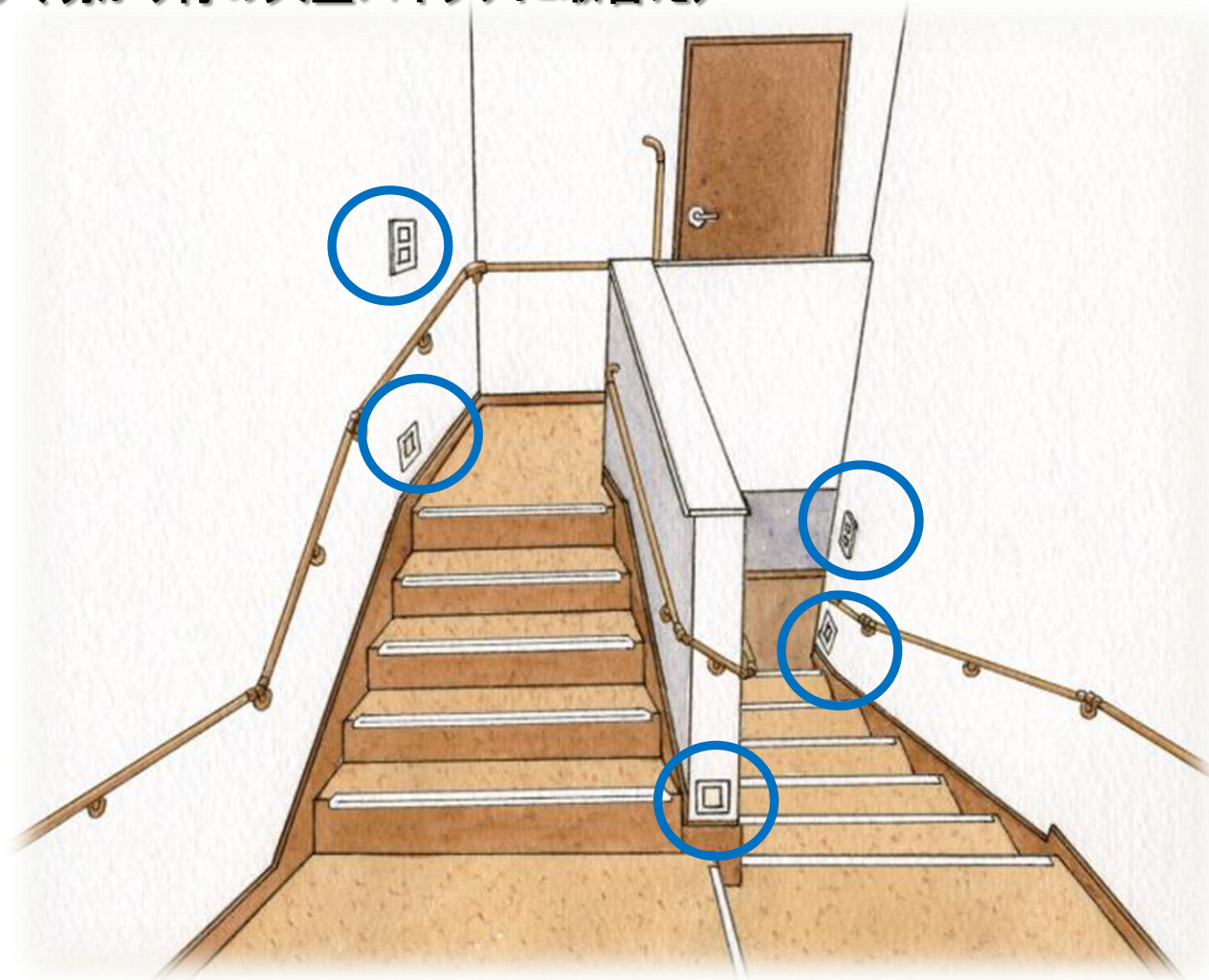
## 介護保険対象

- ・階段に手すりの取付(移動補助)
- ・階段の床を滑りにくい床材に取替え(転倒、転落防止)
- ・階段の段鼻部へのノンスリップの取付(転倒、転落防止)



## 介護保険対象外

- ・足元灯(階段での転倒・転落の防止)
- ・スイッチ(明かり付の大型スイッチに取替え)



## 階段昇降機(対象外)



階段の上りと下りに乗降スペースを設けます。  
また、階段幅は最低750mm必要です。

## 遮断機式手すり(住宅改修)



階段の上り下り部分に遮断機式手すりを設置すると  
便利です。

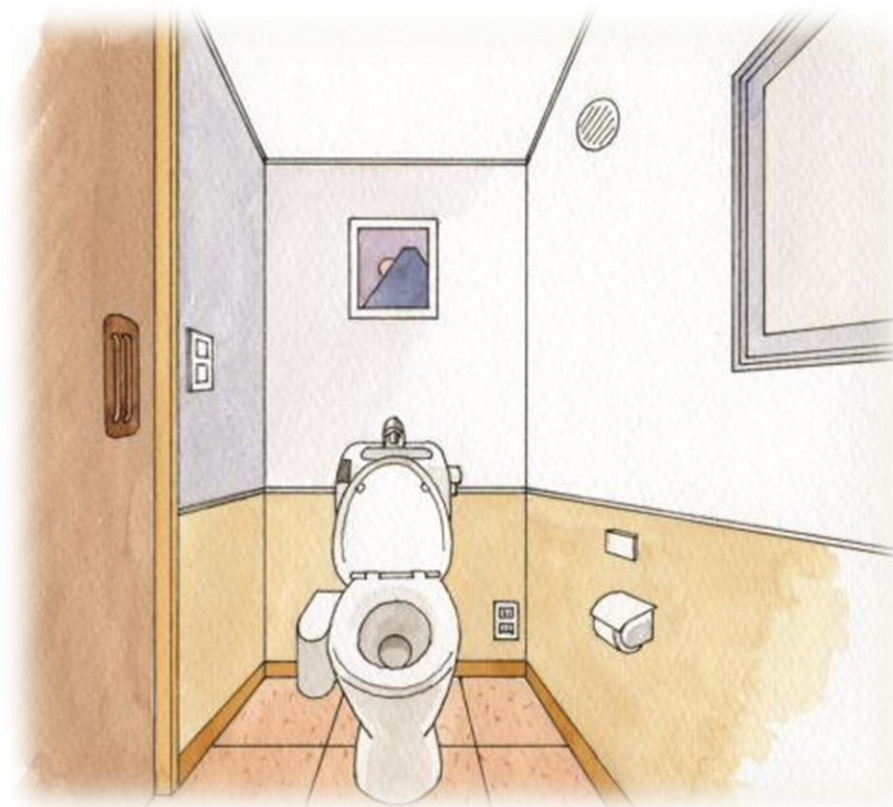
## 滑りにくい床材(住宅改修)



滑りにくく弾力性に富んだコルクなどの床材に変更すれば、  
万一の転倒・転落の際にもケガをしにくくなります。

# トイレ

トイレの利用頻度は高齢者になるとどうしても多くなります。適切な用具を付ける事で、トイレまで安全に行くことができ、また介護負担を軽減できる環境を整える事が大切です。

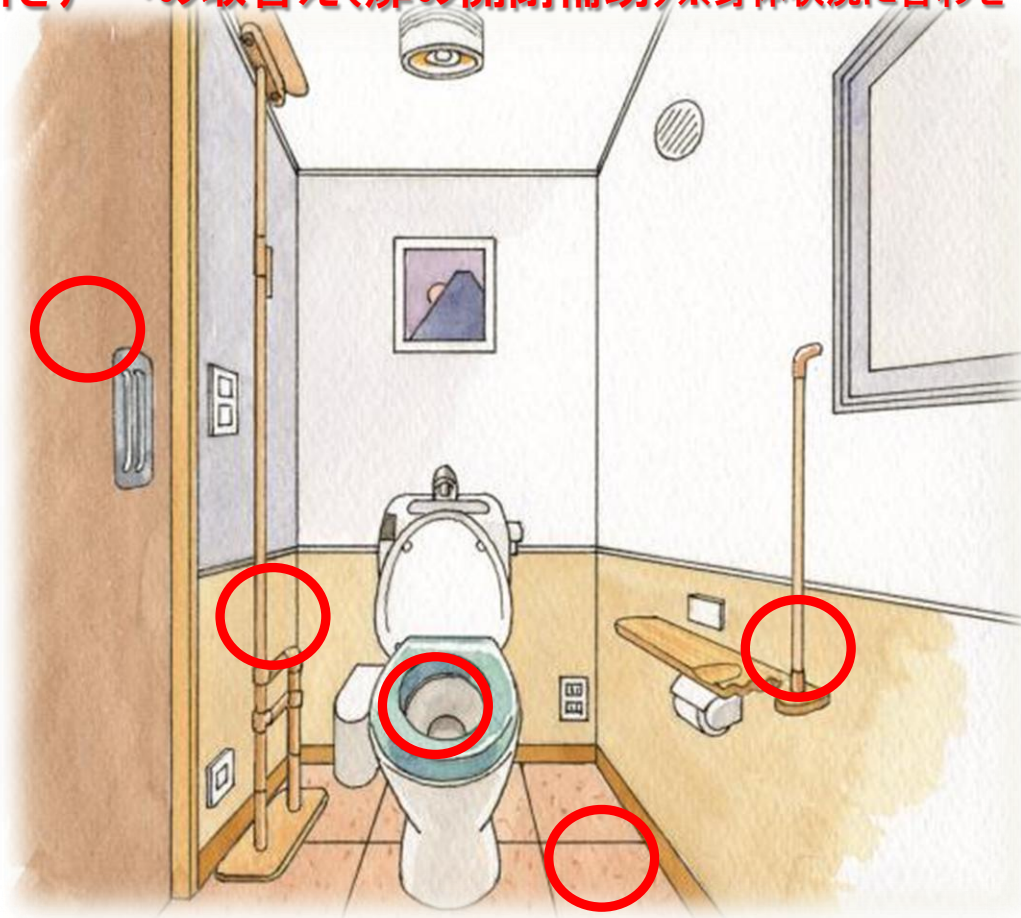


## リフォームのポイント！

自立のためには段差の解消・換気・暖房設備・補助手すり等の工夫が必要です。

## 介護保険対象

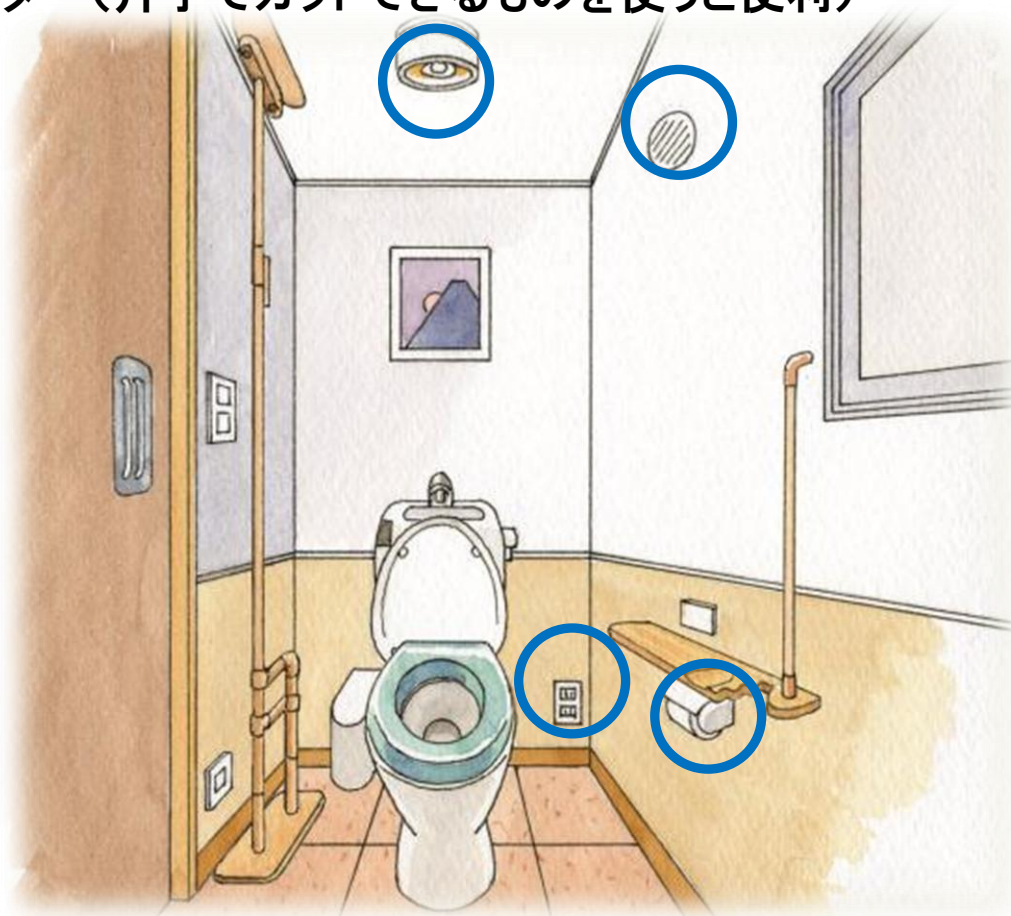
- ・手すりの取付(立ち座りの動作補助、座位・立位での状態保持)
- ・和式便器から洋式便器への取替え(排泄補助)
- ・床上げ・床下げやすべりにくい床材への取替え(転倒防止)
- ・開き戸から引き戸への取替え(扉の開閉補助)※身体状況に合わせて吊元の変更なども有効





## 介護保険対象外

- ・照明付き暖房器の取付(ヒートショック対策に有効)
- ・換気扇の取付(尿等による匂いを緩和)
- ・コンセント(暖房器の設置、電動立ち上がり便座の設置に便利)
- ・ペーパーホルダー(片手でカットできるものを使うと便利)



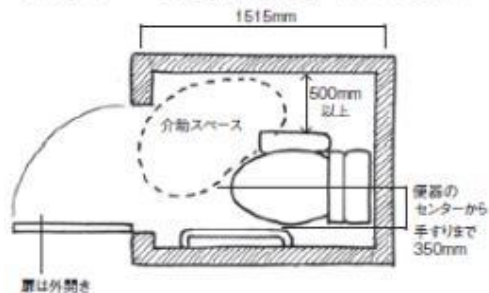
## トイレ用遮断機式手すり(住宅改修)



便座の前方に体を預ける事ができる手すりがあると排泄の動作が取りやすくなります。

## 介助スペース(参考)

介助スペースを確保したトイレの寸法



便器の前方及び側面方向に500mm以上スペースを取る。洗面所等に隣接している場合、壁面を撤去して介助スペースを確保するのも有効です。

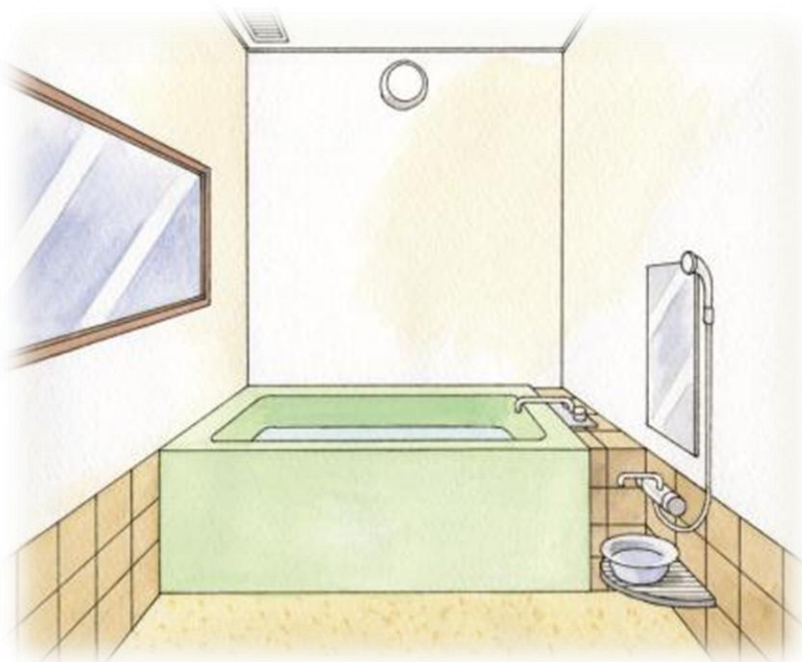
## 立ち上がり補助具(福祉用具購入)



電動又はスプリング式で便座から立ち上がる際の補助として有効です。

## 浴室・洗面所

浴室・洗面所は、身体と精神をリフレッシュするための重要なスペースですが、転倒や溺れるなどの重要な事故が多い部分でもあります。



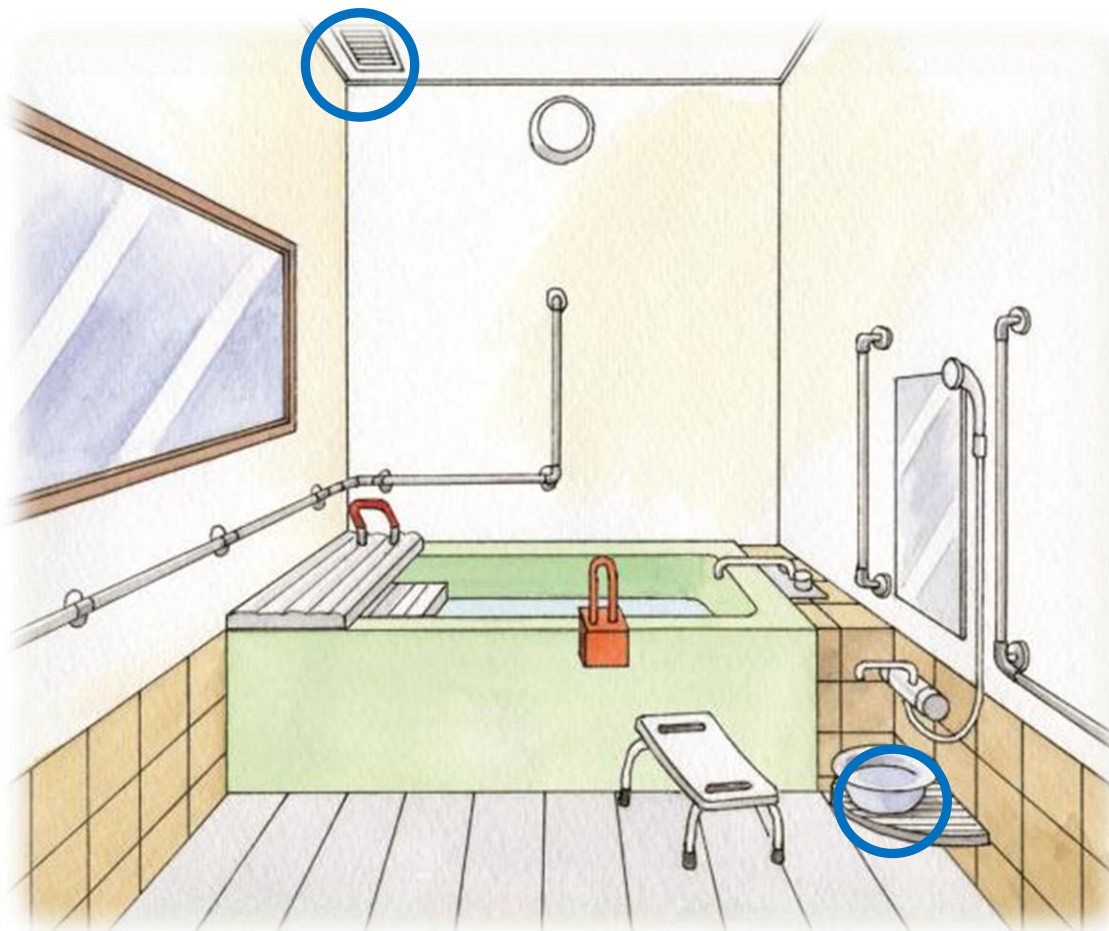
### リフォームのポイント！

安全に入浴するためには、段差の解消・滑り止め・介護器具の選定・補助手すりの工夫が必要です。



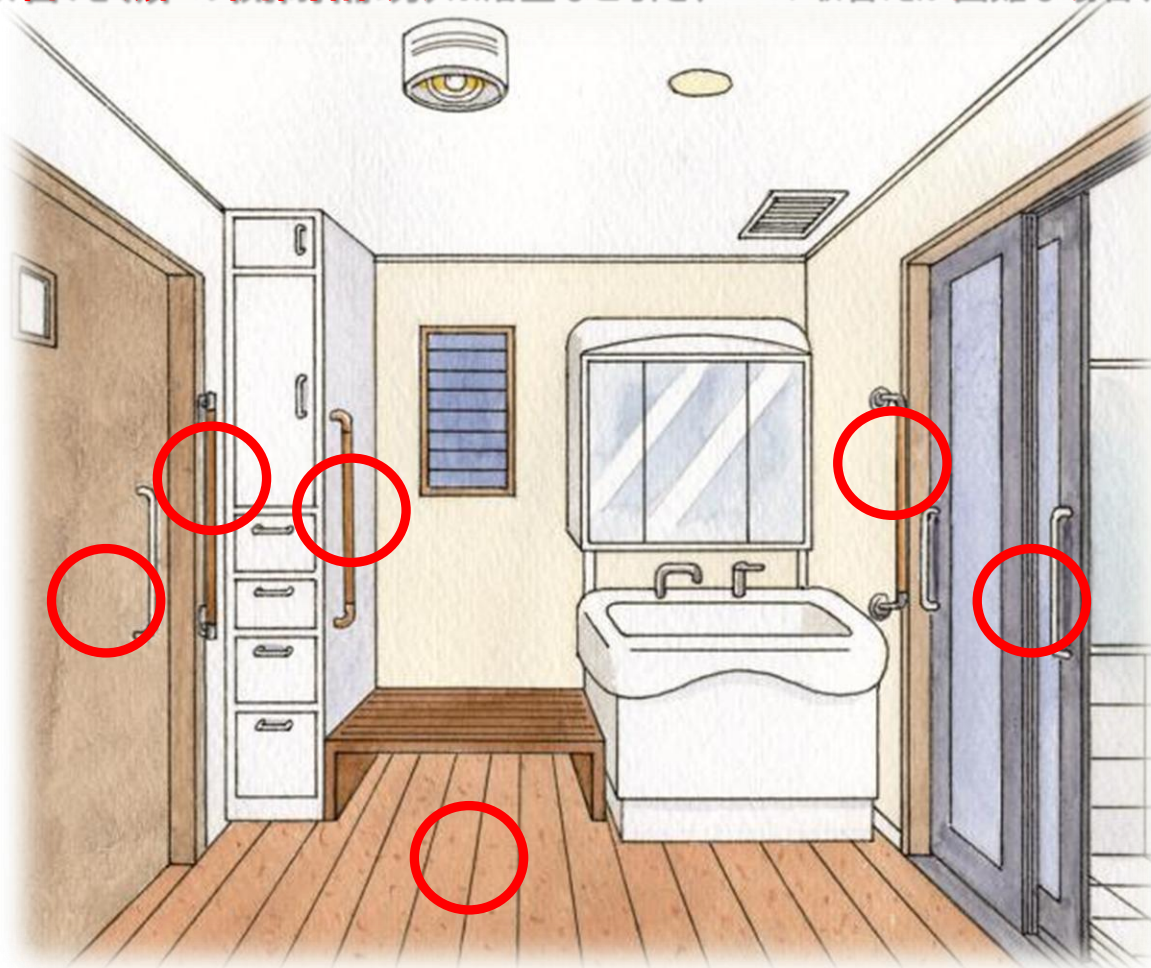
## 介護保険対象外

- ・換気扇・暖房機器(浴室内の換気、急激な体温低下によるヒートショック予防)
- ・洗面器棚(入浴時の身体の負担軽減)



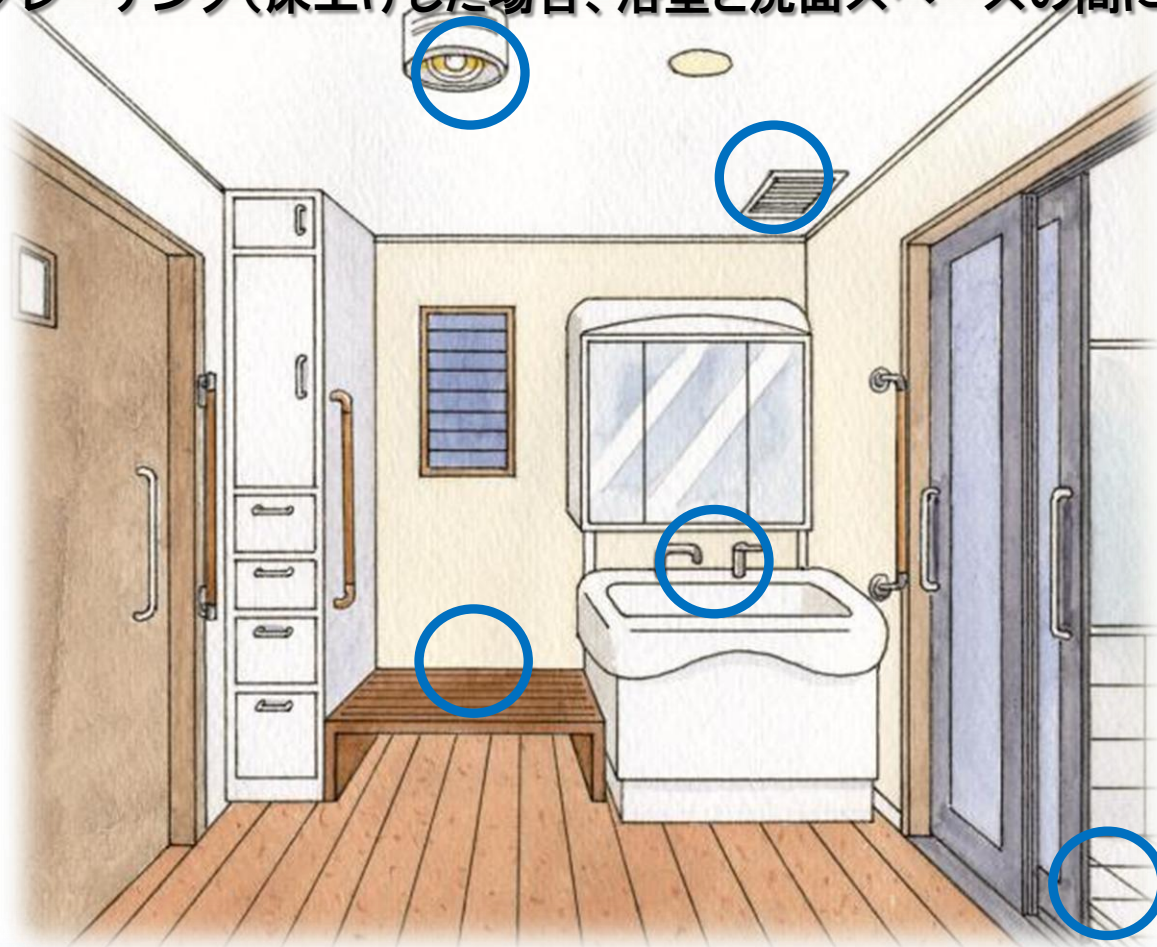
## 介護保険対象

- ・手すりの取付(動作補助、座位・立位での状態保持)※出入口では、オフセットタイプも有効
- ・すべりにくい床材への取替え(転倒防止)※弾性のある断熱効果のある床材も有効
- ・引き戸への取替え(扉の開閉補助)※浴室など引き戸への取替えが困難な場合、折れ戸も有効



## 介護保険対象外

- ・脱衣用腰掛台(脱衣時に腰掛があれば便利です)
- ・換気扇・暖房機器(浴室内の換気、急激な体温低下によるヒートショック予防)
- ・洗面台取替え(高さ等身体状況に合わせた設定ができる洗面台があれば便利です)
- ・浴室用排水グレーチング(床上げした場合、浴室と洗面スペースの間があれば便利。)



## 設備機器(対象外)



体温低下防止(ヒートショック対策)として暖房機器があれば便利です。

## 補助手すり(参考)



身体状況にあわせて、手すりを設けます。  
手すりは体重が掛かるため、取付を十分に行います。  
ユニットバスなどの壁面に手すりを取り付ける事が困難な場合、浴槽に簡易手すりを設けるのも有効です。

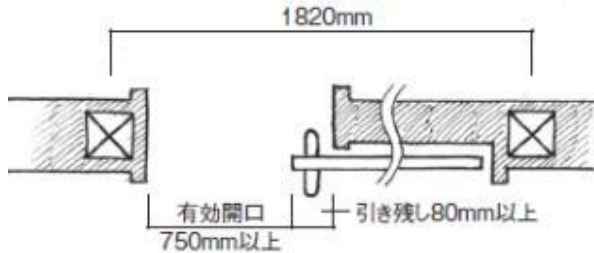
## 浴室・浴槽(参考)



浴室スペースは介助可能な広さを設けます。  
(短辺1,300mm以上かつ2.3㎡以上)  
浴槽の形状は垂直に近いものとし、深さは500～600mmとします。  
浴槽の縁の高さは洗い場の床から400～450mmとします。



## 洗面所出入口(参考)



引き戸の開口幅は、750mm以上とし敷居の高さは3mm以下とします。また、つまずきの原因となる床の段差をなくす為、上吊り戸または、フラットレールの引き戸が有効です。

## 浴室出入口(参考)

浴室の入り口の開口幅は、650mm以上とし段差は、20mm以下のとします。やむを得ず20mmを超える場合は、浴室内外の高低差を120mm以下、且つまたぎ高さを180mm以下として手すりを設置します。

## 脱衣スペース・収納(参考)

安全に脱衣するには、1,000×1,200mm(有効)以上のスペースを確保する。また、腰を掛けて脱衣できる様にしっかりと固定された腰掛を設置する事も安全に脱衣するには有効です。また、収納棚を設けると便利に使えます。

# 寝室

住宅の中で大部分の時間を過ごす空間です。  
安全に注意し、採光や通風を十分に確保することで、快適に  
過ごす事が大切です。

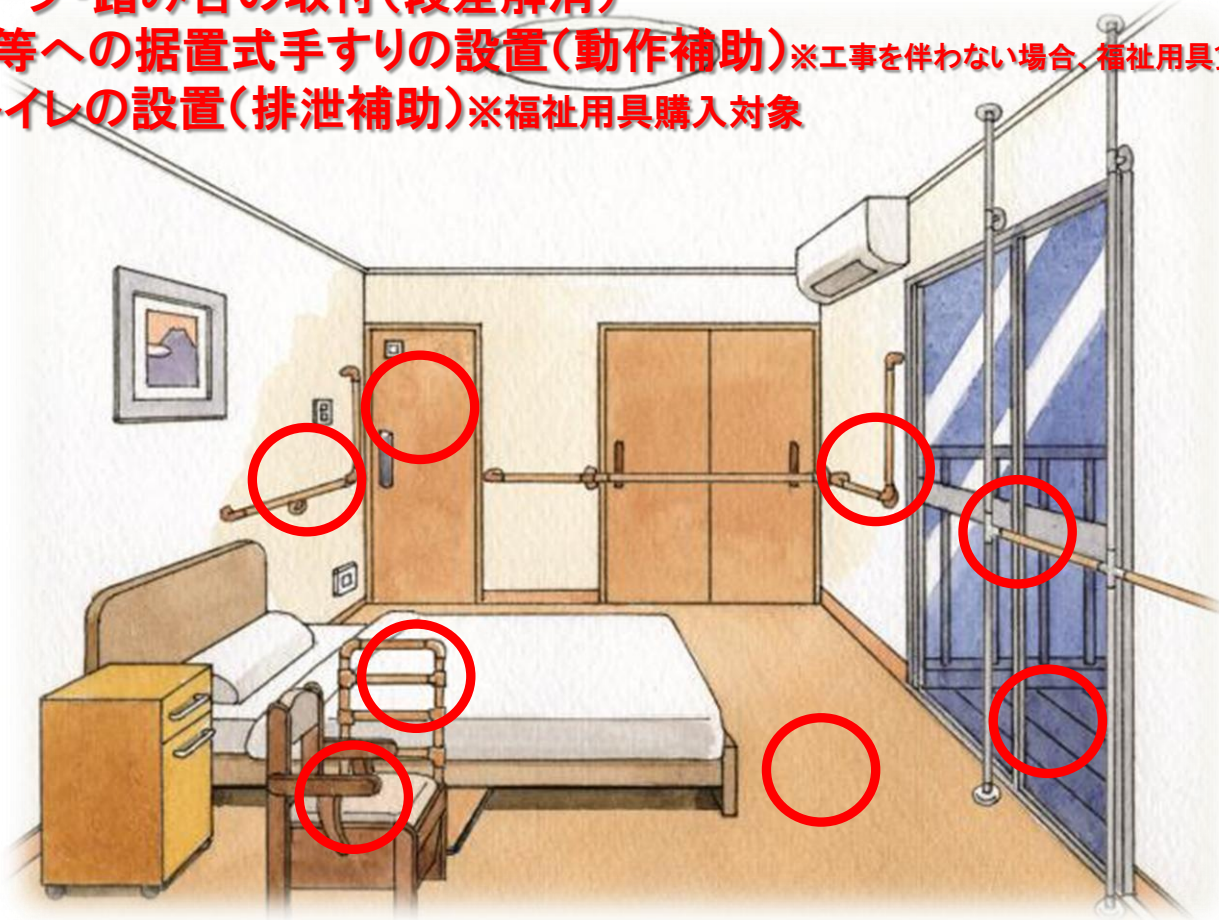


## リフォームのポイント！

段差の解消、スペースの確保、家具の配置の考慮、補助手すり等の工夫が必要です。

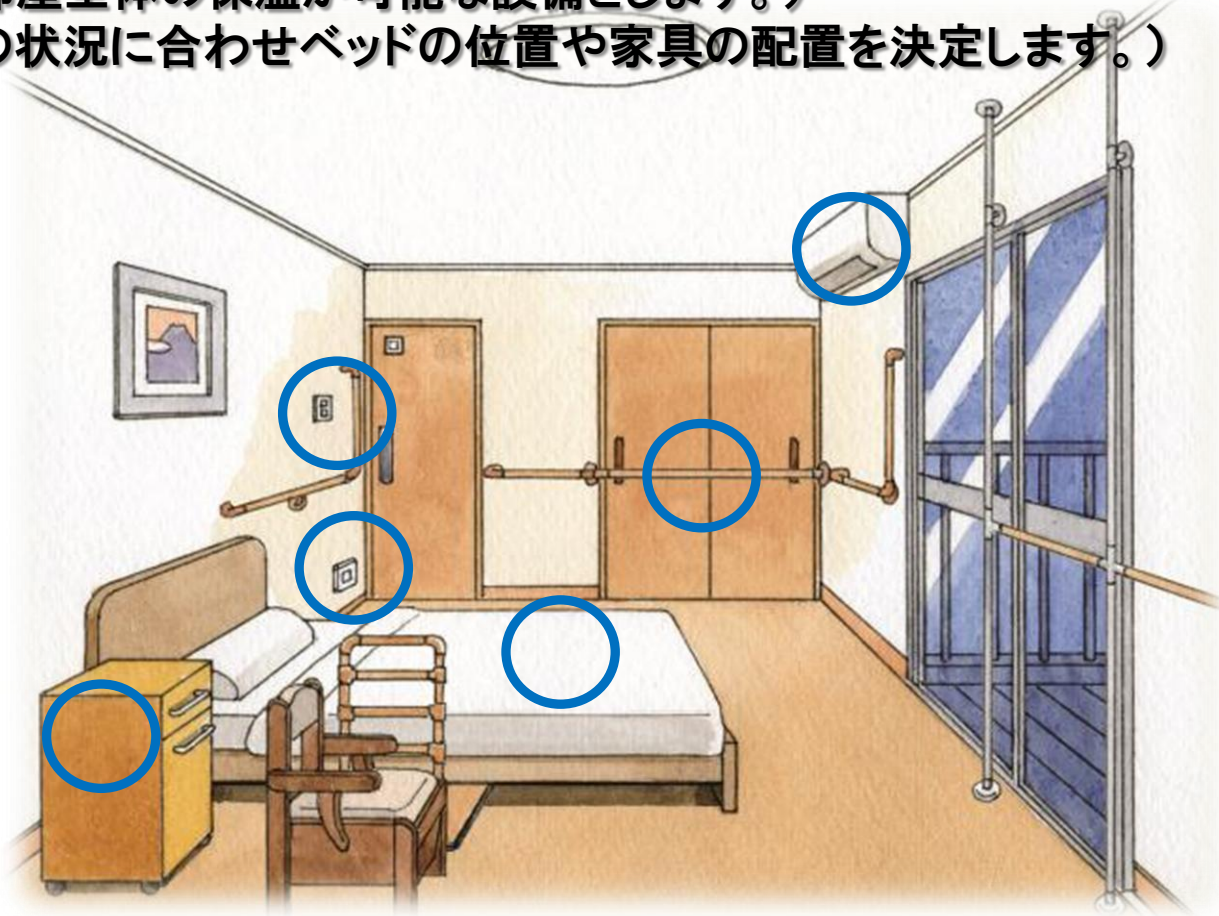
## 介護保険対象

- ・手すりの取付(動作補助、座位・立位での状態保持)
- ・引き戸への取替え(扉の開閉補助)
- ・すべりにくい床材への取替え(転倒防止)
- ・縁側にスロープ・踏み台の取付(段差解消)
- ・ベッドサイド等への据置式手すりの設置(動作補助)※工事を伴わない場合、福祉用具貸与対象
- ・ポータブルトイレの設置(排泄補助)※福祉用具購入対象



## 介護保険対象外

- ・足元灯(夜間の安全の為に足元灯を設けます。)
- ・スイッチ(明かり付の大型スイッチを設けます。)
- ・脱着式手すり(押入れなどの収納部の扉前に脱着可能な手すりを設けます。)
- ・暖房設備(部屋全体の保温が可能な設備とします。)
- ・家具(身体の状態に合わせベッドの位置や家具の配置を決定します。)



## 出入口(参考)



引き戸の開口幅は、750mm以上とし敷居の高さは3mm以下とします。また、つまずきの原因となる床の段差をなくす為、上吊り戸または、フラットレールの引き戸が有効です。

開き戸などでは、ドアノブを握り玉から操作しやすいレバーハンドルタイプにすることも有効です。

## 浴室出入口(参考)



日当たりの調整のため電動式カーテンを使います。  
徘徊防止のため補助錠を使います。  
また、万一の場合にガラスの割れによる飛散防止の為飛散防止フィルムを貼るのも有効です。

## 収納(参考)

収納の扉は、引き違いか折りたたみ戸とします。  
キャスター付ワゴンやスライド収納カゴを設けると便利です。  
身体状況に合わせ押入れ物入れを便利に改造することも有効です。

# 屋外

高齢者は社会へ参加するためには、住宅の内部だけでなく、玄関アプローチ等屋外の改造も重要なポイントとなります。

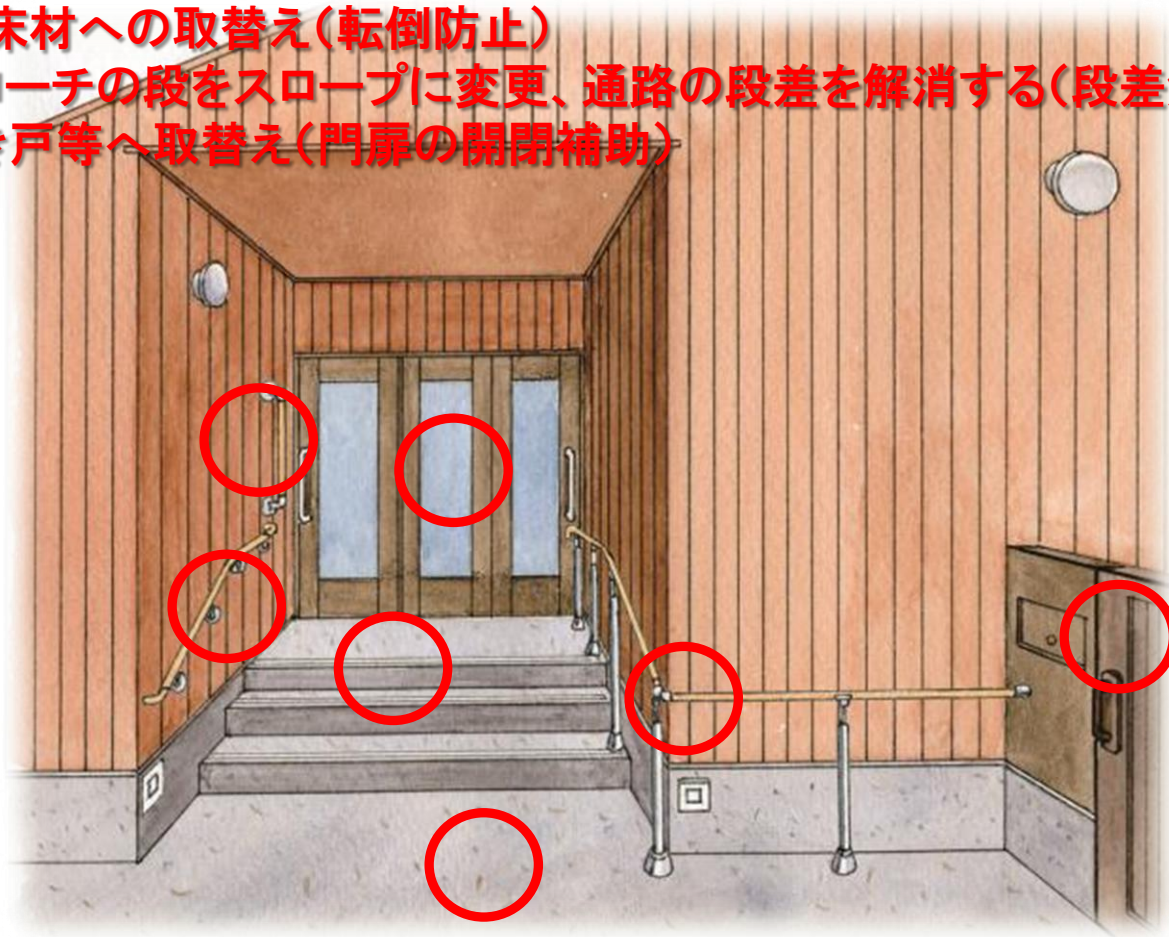


## リフォームのポイント！

自立して安全に外出するには、段差の解消、滑り止め、補助手すり等による工夫が必要です。

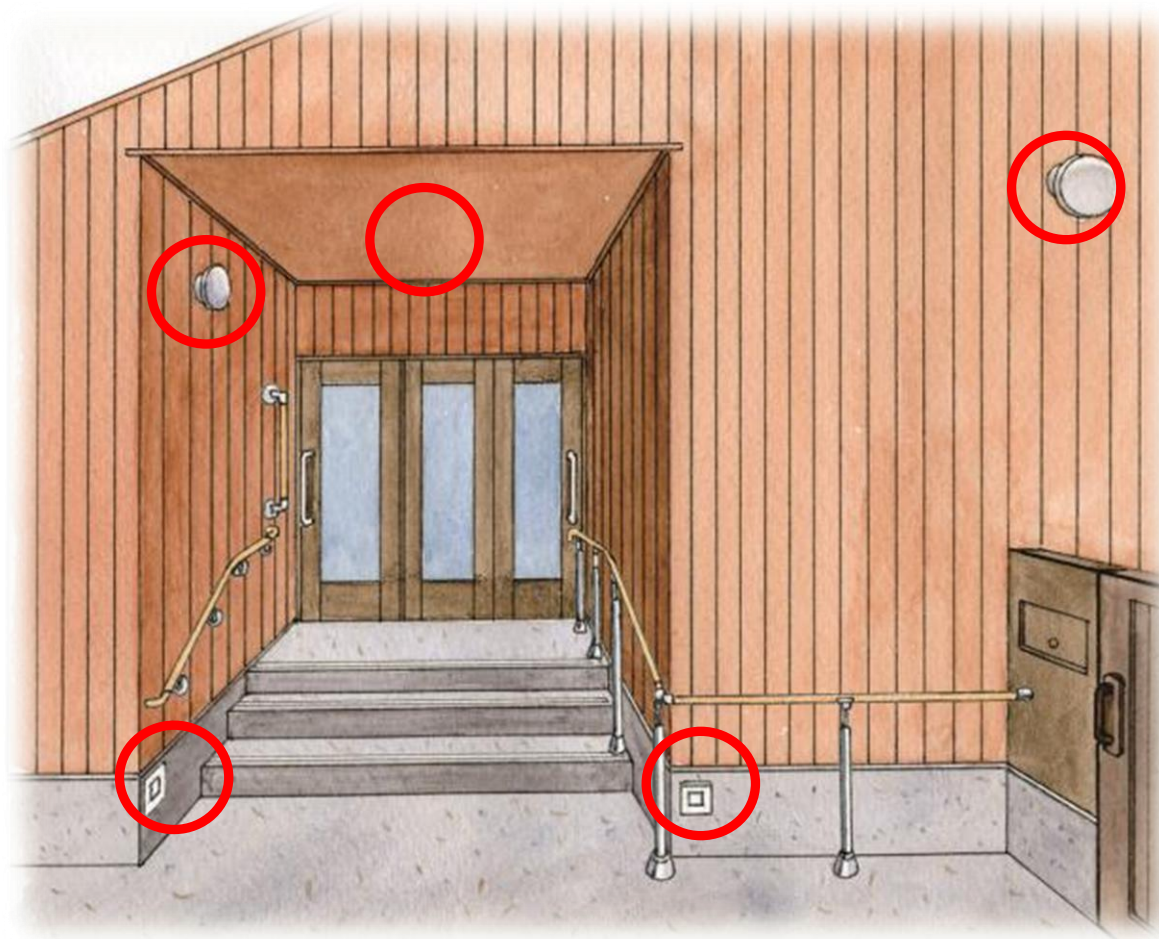
## 介護保険対象

- ・通路への手すりの取付(移動補助)
- ・玄関入口前への手すりの取付(動作補助)
- ・引き違い戸への取替え(扉の開閉補助)
- ・滑りにくい床材への取替え(転倒防止)
- ・玄関アプローチの段をスロープに変更、通路の段差を解消する(段差解消)
- ・門扉を引き戸等へ取替え(門扉の開閉補助)



## 介護保険対象外

- ・庇（風雨を避けるため十分な広さの庇を設けます。）
- ・外灯、足元灯（人感センサー付きライトを設けるなどすれば夜間の通行に便利です。）





## スロープ手すり(住宅改修)



スロープに設置する手すりは、屋外空間にマッチするものを選ぶ事も大切です。

車いすの利用の場合は、車輪の脱輪防止のため立ち止まり(100mm以上)を設けます。

## 簡易スロープ(福祉用具貸与)



車いすを利用して移動する場合は取り外し可能な簡易スロープを設置すると便利です。

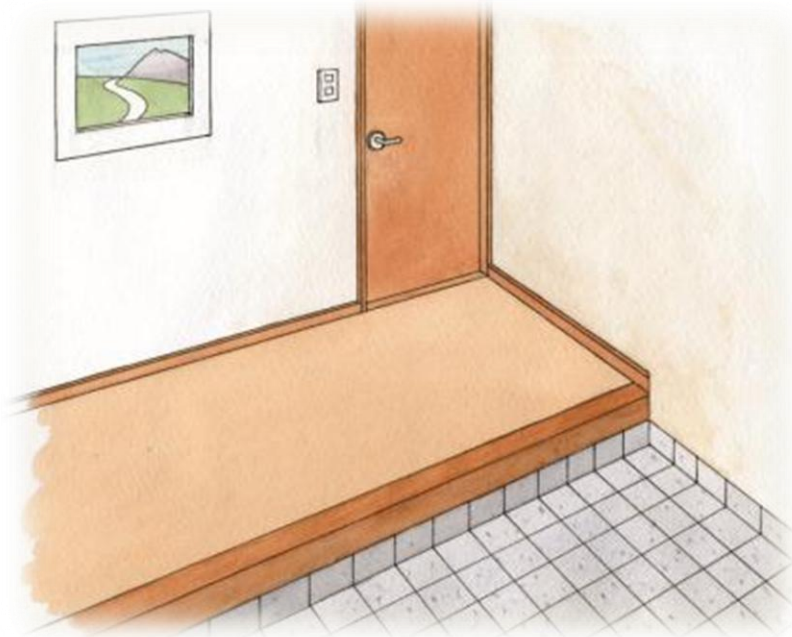
## 縁側の踏み台設置(住宅改修)



縁側などの高い場所からの出入りの場合、手すり付踏み台を設置すると便利です。

## 福祉用具貸与

住宅には賃貸や下地がないなど住宅改修では対応できない場合や、高齢者の機能低下が予測され経過観測が必要な場合があります。



### リフォームのポイント！

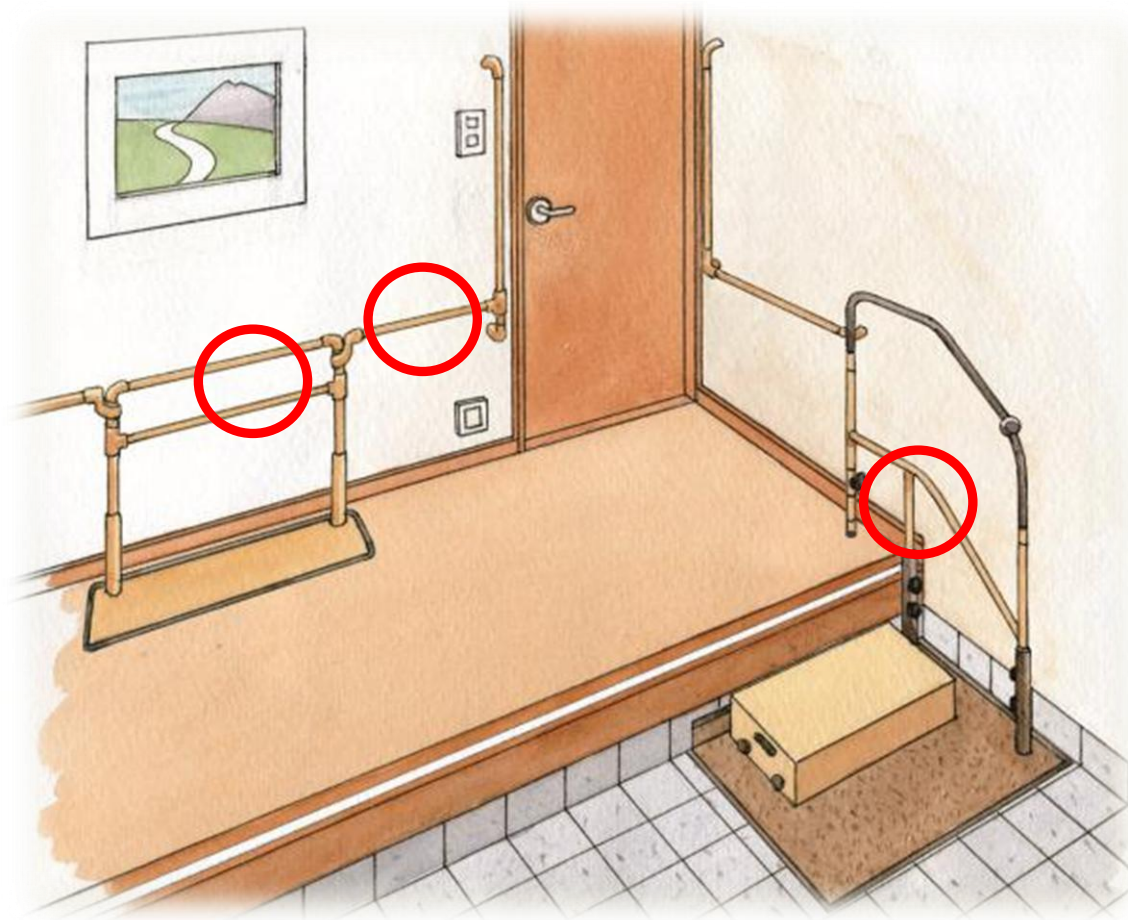
利用者の住宅環境や経過観測が必要な場合には、仮設置が可能な置式の福祉用具を利用する工夫も必要です。

（住宅改修と福祉用具の貸与品の効果的な併用をお勧めします。）

## 介護保険対象(福祉用具貸与)

- ・玄関上がりかまち部分に据え置き式手すりを設置(動作補助)※踏み台部分は対象外
- ・廊下に据え置き式手すりの設置(移動補助)

既設、住宅改修で取り付けした手すりに貸与手すりを接続する事で途切れない動線の確保も可能になります。



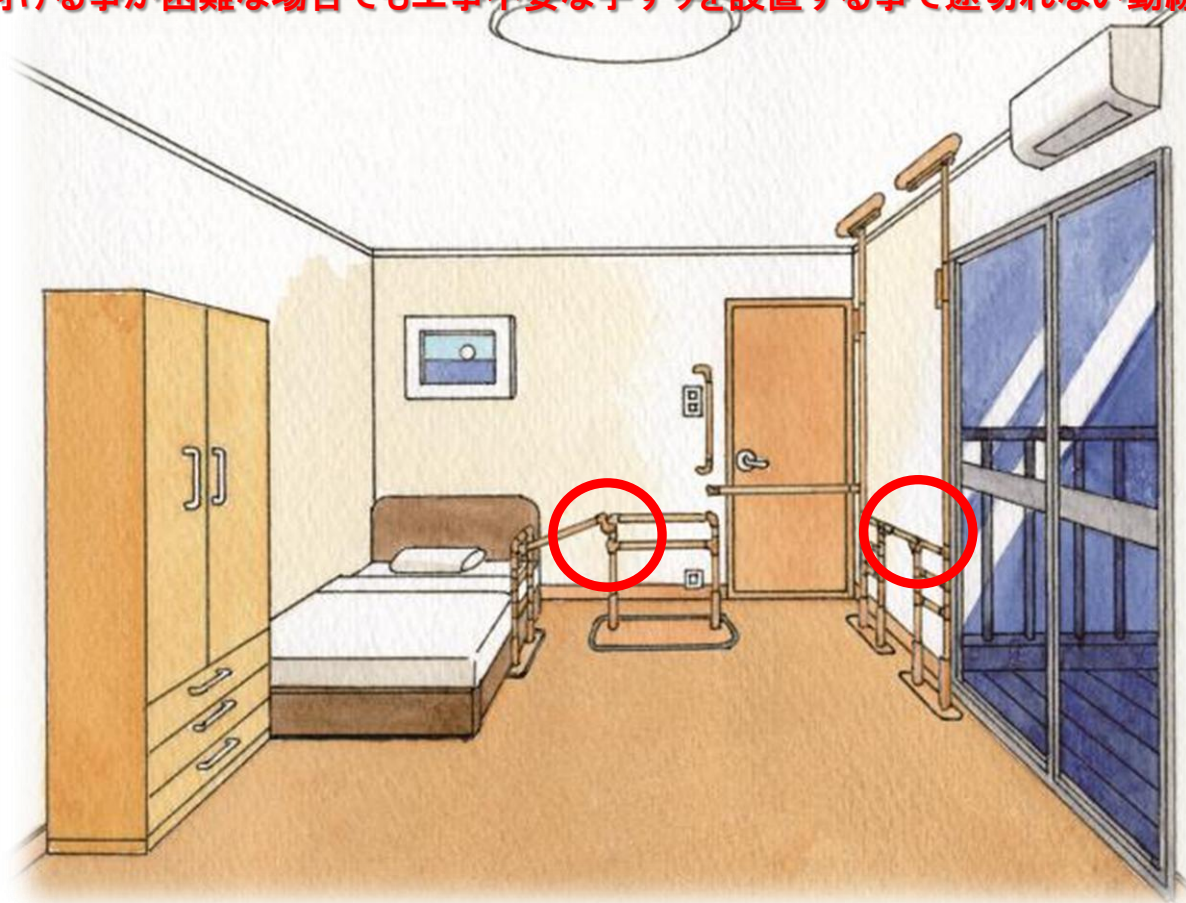
## 介護保険対象(福祉用具貸与)

### ・ベッドサイドへの据え置き式手すりの設置(動作、移動補助)

住宅改修で取付が困難なベッドサイドから入口までの動作補助と移動補助が可能になります。

### ・縁側などへの移動補助手すりとして突っ張り式手すりを設置(移動補助)

手すりを取り付ける事が困難な場合でも工事不要な手すりを設置する事で途切れない動線の確保が可能です。





- 介護保険制度について
- シーン別バリアフリーリフォームのポイント
- まとめ

## バリアフリーリフォームとは

一般リフォームとバリアフリーリフォームは基本的に違います。老朽化した家屋・住宅設備の補修や、より快適にくらすために間取りの変更や美観を求めて施工するのが一般のリフォームなら、**バリアフリーリフォームは身体機能の支援・安全確保、介助者の負担軽減**を目的に行うリフォームです。

### バリアフリーリフォームの基本

- 移動の障がいとなる物(段差など)をなくす
- 広さにゆとりを持つ
- 断熱性を高め受託内の温度差をなくす
- 十分な換気を行う

## 安心して生活するためのポイント

### ポイント1 「自立」できる。

#### 視力が落ちる

- 見やすい色を使う
- 見やすい機器を選ぶ

#### 記憶力が落ちる

- 自動で閉まる扉を使う
- 自動で点滅する照明を使う

#### 体力が落ちる

- 操作しやすい機器を選ぶ
- 補助手すりを使う
- 握りやすい引き手を選ぶ
- 軽い力で動く扉を使う
- 補助椅子を使う

### ポイント2 「安全」である。

#### 握りやすい

- 滑らない材料を使う
- 滑り止めを使う

#### 転倒しやすい

- 手すりを設ける
- 踏み台を使う
- スロープを使う

#### 温度差に弱い

- 隙間をなくす
- 空調機を使う

### ポイント3 「安心」である。(家族に負担をかけない)

#### 身体機能が低下する

- サイズ調整ができるものを使う
- 置き式の福祉用具を使う
- 取替えが可能なものを使う

#### 取付けが難しい

- 後付けが可能なものを使う
- 取付けが簡単なものを使う
- 容易に移動できるものを使う

---

日本は、世界有数の長寿国という恵まれた状況にあります。  
その長い人生を安心して楽しむには生活空間の充実が不可欠です。  
加齢にあわせて安全に快適な生活ができるようバリアフリー化が望まれます。

マツ六株式会社は、高齢者が快適に自立した生活を送れる住環境整備をお手伝い致します。

ご清聴ありがとうございました。

